

秦野市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を  
制定することについて

秦野市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 11 月 25 日提出

秦野市長 高橋 昌和

提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、本市職員の定年を 65 歳まで段階的に引き上げるとともに、60 歳を超える職員の職制、任用及び給与に係る規定を整備するため、制定するものであります。



秦野市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(秦野市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 秦野市職員の定年等に関する条例（昭和59年秦野市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「）第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改める。

第3条中「60年」を「65年」に改める。

第4条第1項各号列記以外の部分中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる理由がある」に改め、「ときは」の次に「、同条の規定にかかわらず」を加え、「その職務」を「定年退職日において従事している職務」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条の規定により異動期間（第9条第1項に規定する異動期間（同条の規定により延長された異動期間を含む。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下同じ。）を占めている職員については、第9条の規定によりその異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させる必要があると認めるときに限るものとし、その期限はその職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「退職により」の次に「生じる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生じること」に改め、同項第3号中「とき」を「こと」に改め、同条第2項本文中「前項の理由」を「前項各号に掲げる理由」に、「存する」を「ある」に改め、「ときは、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員は、その職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規

定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の理由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる理由がなくなった」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

第6条を第14条とし、第5条の次に次の8条を加える。

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項の条例で定める職は、秦野市職員の給与に関する条例(昭和30年秦野市条例第45号)第15条の2第1項に規定する管理職手当を支給する職とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) その職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。以下「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力及びその降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮したうえで、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢がその職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) その職員の他の職への降任等を行う際に、その職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従ったうえでの状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又はその職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる理由があると認めるときは、その職員が占める管理監督職に係る異動期間（その管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（その期間内に定年退職日がある職員は、その異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）でその異動期間を延長し、引き続きその管理監督職を占める職員に、その管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) その職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の他の職への降任等により生じる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生じること。
- (2) その職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生じること。
- (3) その職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生じること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる理由が引き続きあると認めるときは、延長されたその異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（その期間内に定年退職日がある職員は、延長されたその異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で延長されたその異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長されるその異動期間の末日は、その職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長するときは、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長理由が消滅した場合の処置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合におい

て、その異動期間の末日の到来前にその異動期間の延長の理由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（その職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務がその短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比べて短い時間である職をいう。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務がその短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、秦野市伊勢原市環境衛生組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

附則中第6項を第8項とし、第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

(定年に関する経過措置)

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

5 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項

において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)

(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、その情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。))を除く。))は、その職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員は、その職員の異動等の日が属する年度(その日が年度の初日である場合は、その年度の前年度)において、その職員に対し、その職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する処置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(秦野市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 秦野市職員の給与に関する条例(昭和30年秦野市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第5条第11項中「法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。))及び」を削る。

第5条の2の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。))及び」を削り、「その者」を「その任期付短時間勤務職員」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。))の給料月額は、その定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表に掲げる給料月額のうち、その定年前再任用短時間勤務職員の職務の級に応じた額に、勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められたその定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第12条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条第3項、第18条第2項第1号及び第2号並びに第18条の4

(見出しを含む。)中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第18条の5中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の8項を加える。

(定年引上げに伴う経過措置)

21 当分の間、職員の給料月額、その職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第23項において「特定日」という。)以後、その職員に適用される給料表の給料月額のうち、その職員の属する第5条第1項の規定により決定した職務の級並びにその職員の同条第2項、第4項、第6項及び第7項の規定により決定した号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、その端数を100円に切り上げた額)とする。

22 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 秦野市職員の定年等に関する条例(昭和59年秦野市条例第9号。以下この項及び次項において「定年条例」という。)第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された定年条例第4条第1項に規定する管理監督職を占める職員

(3) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員

23 定年条例第8条に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、その他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第25項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第21項の規定によりその職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日にその職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、その端数を100円に切り上げた額。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(市長が別に定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則



第21項の規定によりその職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

24 前項の規定による給料の額とその給料を支給される職員の給料月額との合計額がその職員の属する第5条第1項の規定により決定した職務の級にける最高号給を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「その職員の第5条第1項の規定により決定した職務の級における最高の号給の給料月額とその職員の受ける給料月額」とする。

25 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第21項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第23項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、その職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

26 附則第23項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第21項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮してその給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、その職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

27 附則第23項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する次の表の左欄に掲げる規定の適用については、同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第17条第4項及び第18条第3項	給料	給料の月額と附則第23項、第25項又は第26項の規定による給料の額との合計額
第17条第5項（18条第4項において準用する場合を含む。）	給料の月額	

28 附則第21項から前項までに定めるもののほか、附則第21項の規定による給料月額、附則第23項の規定による給料その他附則第21項から前項までの規定の施行について必要な事項は、規則で定める。

別表第1及び別表第2中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(秦野市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 秦野市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和31年秦野市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「期間において、」の次に「その発令の日に受ける」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、その減じる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、その額を減じるものとする。

(秦野市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第4条 秦野市職員の退職手当に関する条例（昭和38年秦野市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条の2中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号、第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は」を削る。

第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

第5条の3及び第5条の4中「10年」を「15年」に改める。

第12条第3項中「、その退職後」を「その退職後」に、「」とする」を「」とし、その退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準じるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、その事業の実施期間（その実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合におけるその超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改める。

第15条第1項第1号中「あつて」を削り、「関し」を「ついて」に改め、同項第2号中「関し」を「ついて」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第16条第1項各号列記以外の部分中「あつて」を削り、同項第1号中「関し」を「ついて」に改め、同項第2号中「関し再任用職員」を「ついて定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第18条第1項及び第2項中「あつて」を削り、同条第3項中「関し」を「ついて」に改め、「あつて」を削り、同条第4項中「関し」を「ついて」に改め、「あつて」を削り、同条第5項中「関し再任用職員」を「ついて定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「あつて」を削る。

附則に次の7項を加える。

- 14 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日の属する年度の3月31日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第14項」とする。
- 15 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日の属する年度の3月31日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第15項」とする。
- 16 秦野市職員の給与に関する条例附則第21項の規定による職員の給料月額額の改定は、第5条の2第1項に規定する給料月額額の減額改定に該当しないものとする。
- 17 当分の間、第5条の3の規定の適用については、同条中「定年に15年以内に達することとなる者」とあるのは、「60歳に10年以内に達することとなる者及び60歳を超えてその者に係る定年に達する日の属する年度の3月31日前に退職する者」とする。
- 18 当分の間、第5条第1項に規定する者（25年以上勤続して退職した者（定年等退職職員又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて、任命権者が市長の承認を得たものに限る。）に限る。）に対する第5条の4の規定の適用については、同条中「定年に」とあるのは「60歳に」と、「定年から」とあるのは「60歳から」と、「15年」とあるのは「10年」と、「定年と」とあるのは「60歳と」とする。
- 19 当分の間、第5条第1項に規定する者（職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生じることにより退職した者で、任命権者が市長の承認を得たもの又は公務上の傷病若しくは死亡により退

職した者に限る。)が60歳に達する日の属する年度の初日の前日までに退職した場合における第5条の4の規定の適用については、同条中

「100分の2」とあるのは、「60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢と差に相当する年数で除して得た割合」とする。

20 当分の間、第5条第1項に規定する者(職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生じることにより退職した者で、任命権者が市長の承認を得たもの又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した者に限る。)が60歳に達する日の属する年度の初日以降に退職したときにおける第5条の4の規定の適用については、同条中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

(秦野市水道事業及び公共下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 秦野市水道事業及び公共下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年秦野市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

第18条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項」に改める。

(秦野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第6条 秦野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和46年秦野市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は法第28条の6第1項若しくは第2項」を「法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に、「法第28条の5第1項」を「法第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第6条第1項、第10条及び第15条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(秦野市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第7条 秦野市職員の育児休業等に関する条例（平成4年秦野市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「昭和59年秦野市条例第9号」の次に「。次号及び第10条において「定年条例」という。」を加え、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条の規定により異動期間（同条規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第10条第2号中「秦野市職員の定年等に関する条例」を「定年条例」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第20条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第21条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

附則に次の1項を加える。

(育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の特例に係る経過措置)

5 当分の間、給与条例附則第23項、第25項又は第26項の規定による給料を支給される職員に対する第17条の規定の適用については、同条の表第5条第2項、第4項及び第6項の項中「その者の受ける号給に応じた額」とあるのは、「その者が育児短時間勤務をしていないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料月額と附則第23項、第25項又は第26項の規定による給料との合計額」と、第17条第4項及び第18条第3項の項及び第17条第5項の項中「給料の月額を」とあるのは、「給料の月額と附則第23項、第25項又は第26項の規定による給料との合計額を」とする。

(秦野市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第8条 秦野市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年秦野市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 秦野市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（秦野市人事行政の運営状況等の公表に関する条例の一部改正）

第9条 秦野市人事行政の運営状況等の公表に関する条例（平成17年秦野市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「、第28条の5第1項及び第28条の6第2項」を「又は第22条の4第1項」に改める。

（秦野市職員の再任用に関する条例の廃止）

第10条 秦野市職員の再任用に関する条例（平成13年秦野市条例第4号）は、廃止する。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第4条中秦野市職員の退職手当に関する条例第12条第3項の改正規定及び附則第27項の規定は、公布の日から施行する。

（勤務延長に関する経過措置）

- 2 任命権者は、施行日前に第1条の規定による改正前の秦野市職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の秦野市職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる理由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日）をいう。以下この項において同

じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年(新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)を超える職(基準日における新条例定年が新条例第3条に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日におけるその職に係る新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)に達している職員を昇任し、降任し、又は転任することができない。

- 4 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、附則第2項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

- 5 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この項から附則第17項までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にあるもので、その者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職は、その職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じたその職に係る年齢。附則第10項において同じ。)に達しているものを、従前の勤務実績その他規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、その常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)で、その退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)で、その退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地

方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項、次項又は附則第10項、第11項、第13項、第14項、第16項若しくは第17項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがあるもの

- 6 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるもので、その者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、その常時勤務を要する職に採用することができる。
- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
  - (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
  - (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職したもの
  - (4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職したもの
  - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）で、その退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
  - (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）で、その退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの
- 7 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、その任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 8 暫定再任用職員（附則第5項、第6項、第10項、第11項、第13項、第14項、第16項又は第17項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、その暫定再任用職員のその更新



直前の任期における勤務実績が、その暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

- 9 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめその暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 10 任命権者は、附則第5項の規定によるほか、秦野市伊勢原市環境衛生組合（以下「二市組合」という。）における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるもので、その者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、その常時勤務を要する職に採用することができる。
- 11 令和14年3月31日までの間、任命権者は、附則第6項の規定によるほか、二市組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるもので、その者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、その常時勤務を要する職に採用することができる。
- 12 前2項の場合においては、附則第7項から第9項までの規定を準用する。
- 13 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第5項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるもので、その者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務がその短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職は、その職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、その職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務がその職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じたその職に係る年齢）をいう。附則第16項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、その短時間勤務の職に採用することができる。
- 14 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条

の4第4項の規定にかかわらず、附則第6項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるもので、その者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務がその短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第17項及び附則第26項において同じ。）に達しているもの（新条例第12条の規定によりその短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、その短時間勤務の職に採用することができる。

15 前2項の場合においては、附則第7項から第9項までの規定を準用する。

16 任命権者は、附則第13項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、二市組合における附則第5項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者で、その者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、その短時間勤務の職に採用することができる。

17 令和14年3月31日までの間、任命権者は、附則第14項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、二市組合における附則第6項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者で、その者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達しているもの（新条例第13条第1項の規定によりその短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、その短時間勤務の職に採用することができる。

18 前2項の場合においては、附則第7項から第9項までの規定を準用する。  
（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

19 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

20 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定す

る職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じたその職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

2.1 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2.2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、その職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

2.3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、その職が基準日(附則第5項から第18項までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この項から附則第25項までにおいて同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

2.4 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日におけるその職に係る新条例定年に達している者とする。

2.5 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、附則第23項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日におけるその職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

26 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この項において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日におけるその新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者

（規則で定める短時間勤務の職は、規則で定める者）を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日におけるその新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（規則で定める短時間勤務の職は、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

27 令和3年改正法附則第2条第3項の条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(暫定再任用職員の給料月額に関する経過措置)

28 暫定再任用職員の給料月額は、その暫定再任用職員が第2条の規定による改正後の秦野市職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第5条の2に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下この項から附則第30項までにおいて「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される新給与条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる給料月額のうち、その暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

29 秦野市職員の定年等に関する条例附則第13項及び第14項の規定によ

り採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その暫定再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第5条の2の規定を適用する。

30 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして新給与条例第12条第2項、第17条第3項、第18条第2項第2号及び第18条の4並びに第5条の規定による改正後の秦野市水道事業及び公共下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第18条の規定を適用する。

31 前3項に定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員について必要な事項は、規則で定める。

（秦野市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

32 第4条の規定による改正後の秦野市職員の退職手当に関する条例第12条第3項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準じるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

33 第4条の規定による改正後の秦野市職員の退職手当に関する条例の規定は、暫定再任用職員については、適用しない。

（秦野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

34 暫定再任用短時間勤務職員は、第6条の規定による改正後の秦野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第6条の規定による改正後の秦野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の規定を適用する。

議案第47号 秦野市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例案新旧対照表

新	旧
<p><b>秦野市職員の定年等に関する条例の一部改正</b></p>	
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定により職員</u>の定年等について必要な事項を定める。</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>65年</u>とする。</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次に掲げる理由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条の規定により異動期間（第9条第1項に規定する異動期間（同条の規定により延長された異動期間を含む。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）を延長した職員であって、定年退職</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定により職員</u>の定年等について必要な事項を定める。</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>60年</u>とする。</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員をその職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。</u></p>

日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下同じ。）を占めている職員については、第9条の規定によりその異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させる必要があると認めるときに限るものとし、その期限はその職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- (1) その職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により生じる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生じること。
- (2) その職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生じること。
- (3) その職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生じること。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる理由が引き続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員は、その職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。

- (1) その職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生じるとき。
- (2) その職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。
- (3) その職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生じるとき。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の理由が引き続き存すると認めるときは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長しようとするときは、あらかじめ、その職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる理由がなくなつたと認めるときは、あらかじめ、その職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げるものとする。

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項の条例で定める職は、秦野市職員の給与に関する条例（昭和30年秦野市条例第45号）第15条の2第1項に規定する管理職手当を支給する職とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長しようとするときは、あらかじめ、その職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の理由が存しなくなつたと認めるときは、あらかじめ、その職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。



(1) その職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。以下「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力及びその降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮したうえで、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢がその職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。

(3) その職員の他の職への降任等をする際に、その職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従ったうえでの状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又はその職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占

める職員について、次に掲げる理由があると認めるときは、その職員が占める管理監督職に係る異動期間（その管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（その期間内に定年退職日がある職員は、その異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）でその異動期間を延長し、引き続きその管理監督職を占める職員に、その管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) その職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の他の職への降任等により生じる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生じること。

(2) その職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生じること。

(3) その職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生じること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる理由が引き続きあ

ると認めるときは、延長されたその異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（その期間内に定年退職日がある職員は、延長されたその異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で延長されたその異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長されるその異動期間の末日は、その職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長するときは、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長理由が消滅した場合の処置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、その異動期間の末日の到来前にその異動期間の延長の理由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（その職を占める職員の1週間当

たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務がその短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比べて短い時間である職をいう。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務がその短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、秦野市伊勢原市環境衛生組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

(委任)

第14条 (略)

附 則

1-3 (略)

(定年に関する経過措置)

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのはそれぞれ同

(委任)

第6条 (略)

附 則

1-3 (略)

表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 5 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、その情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）は、その職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員は、その職員の異動等の日が属する年度（その日が年度の初日である場合は、その年度の前年度））において、その職員に対し、その職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する処置の内容その他の必要な情報を提

供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

6-8 (略)

4-6 (略)

### 秦野市職員の給与に関する条例の一部改正

(初任給及び昇給の基準等)

第5条 (略)

2-10 (略)

1.1 秦野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和4年秦野市条例第 号)第3条又は第4条の規定により採用された職員(以下「任期付職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表に掲げる給料月額のうち、その者の職務の級に応じた額とする。

(定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の給料)

第5条の2 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、その定年前再任用短時間勤務職

(初任給及び昇給の基準等)

第5条 (略)

2-10 (略)

1.1 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)及び秦野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和4年秦野市条例第 号)第3条又は第4条の規定により採用された職員(以下「任期付職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表に掲げる給料月額のうち、その者の職務の級に応じた額とする。

(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の給料)

第5条の2

員に適用される給料表に掲げる給料月額のうち、その定年前再任用短時間勤務職員の職務の級に応じた額に、勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められたその定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 2 前条第11項の規定にかかわらず、秦野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第11項の規定による給料月額に、勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められたその任期付短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（時間外勤務手当）

第12条 （略）

- 2 定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が正規の勤務時間を割り振られた日（次条の規定により休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における時間外勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは

前条第11項の規定にかかわらず、法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）及び秦野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により採用された職員

（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第11項の規定による給料月額に、勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（時間外勤務手当）

第12条 （略）

- 2 再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が正規の勤務時間を割り振られた日（次条の規定により休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における時間外勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは

は「100分の100」とする。

3-5 (略)

(期末手当)

第17条 (略)

2 (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4-6 (略)

(勤勉手当)

第18条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれの各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員以外の職員 その職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次号及び次項において同じ。）において受けるべき勤勉手当基礎額に100分の95（特定管理職員にあっては、100分の115）を乗じて得た額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員及び任期付

「100分の100」とする。

3-5 (略)

(期末手当)

第17条 (略)

2 (略)

3 再任用職員及び任期付職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4-6 (略)

(勤勉手当)

第18条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれの各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員及び任期付職員以外の職員 その職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次号及び次項において同じ。）において受けるべき勤勉手当基礎額に100分の95（特定管理職員にあっては、100分の115）を乗じて得た額

(2) 前項の職員のうち再任用職員及び任期付職員 その職員が



職員 その職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき  
勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額

3-5 (略)

(定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員につ  
いての適用除外)

第18条の4 第7条及び第8条の3の規定は、定年前再任用短  
時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員には適用しない。

(臨時的に任用される職員等の給与)

第18条の5 臨時的に任用される職員及び常勤を要しない職員  
(定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除  
く。)については、別に定めるところにより給与を支給する。

附 則

1-20 (略)

(定年引上げに伴う経過措置)

21 当分の間、職員の給料月額は、その職員が60歳に達した  
日後における最初の4月1日(附則第23項において「特定  
日」という。)以後、その職員に適用される給料表の給料月額  
のうち、その職員の属する第5条第1項の規定により決定した  
職務の級並びにその職員の同条第2項、第4項、第6項及び第  
7項の規定により決定した号給に応じた額に100分の70を  
乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、そ  
の端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたと

それぞれの基準日現在において受けるべき勤勉手当基礎額に  
100分の45を乗じて得た額

3-5 (略)

(再任用職員及び任期付短時間勤務職員についての適用除外)

第18条の4 第7条及び第8条の3の規定は、再任用職員及び  
任期付短時間勤務職員には適用しない。

(臨時的に任用される職員等の給与)

第18条の5 臨時的に任用される職員及び常勤を要しない職員  
(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)   
については、別に定めるところにより給与を支給する。

附 則

1-20 (略)

きは、その端数を100円に切り上げた額)とする。

2.2 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 秦野市職員の定年等に関する条例（昭和59年秦野市条例第9号。以下この項及び次項において「定年条例」という。）第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された定年条例第4条第1項に規定する管理監督職を占める職員

(3) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員

2.3 定年条例第8条に規定する他の職への降任等をされた職員であって、その他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第25項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第21項の規定によりその職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日にその職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、その端数を100円に切り上げた額。以下この項において「基礎給料月

額」という。)に達しないこととなる職員(市長が別に定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第21項の規定によりその職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

24 前項の規定による給料の額とその給料を支給される職員の給料月額との合計額がその職員の属する第5条第1項の規定により決定した職務の級にける最高号給を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「その職員の第5条第1項の規定により決定した職務の級における最高の号給の給料月額とその職員の受ける給料月額」とする。

25 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第21項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第23項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、その職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

26 附則第23項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第21項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮してその給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、その職員の受ける給料

月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

27 附則第23項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する次の表の左欄に掲げる規定の適用については、同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第17条第4項及び第18条第3項	給料	給料の月額と附則第23項、第25項又は第26項の規定による給料の額との合計額
第17条第5項（18条第4項において準用する場合を含む。）	給料の月額	

28 附則第21項から前項までに定めるもののほか、附則第21項の規定による給料月額、附則第23項の規定による給料その他附則第21項から前項までの規定の施行について必要な事項は、規則で定める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表（1）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
(略)								
定年前 再任用	(略)							

別表第1（第4条関係）

行政職給料表（1）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
(略)								
再任用 職員	(略)							

短時間  
勤務職  
員

備考 (略)

別表第2 (第4条関係)

行政職給料表 (2)

級	1級	2級	3級	4級	5級
号給					
(略)					
定年前再任用短 時間勤務職員	(略)				

備考 (略)

備考 (略)

別表第2 (第4条関係)

行政職給料表 (2)

級	1級	2級	3級	4級	5級
号給					
(略)					
再任用職員	(略)				

備考 (略)

### 秦野市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正

(減給の効果)

第3条 減給は、1日以上6か月以下の期間において、その発令の日に受ける給料の10分の1以下の額を減じるものとする。  
この場合において、その減じる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、その額を減じるものとする。

2 (略)

(減給の効果)

第3条 減給は、1日以上6か月以下の期間において、給料の10分の1以下の額を減じるものとする。

2 (略)

## 秦野市職員の退職手当に関する条例の一部改正

(適用除外)

第1条の2 この条例は、秦野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和4年秦野市条例第 号）第4条の規定により採用された職員には適用しない。

(退職手当の支給)

第2条 (略)

2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12か月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続きその勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなしてこの条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は疾病（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡

(適用除外)

第1条の2 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号、第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は秦野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和4年秦野市条例第 号）第4条の規定により採用された職員には適用しない。

(退職手当の支給)

第2条 (略)

2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12か月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続きその勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなしてこの条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は疾病（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡

による退職に係る部分以外の部分並びに第5条の3の規定を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の3 第3条から前条までの規定(定年等退職職員又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者に係る退職手当の基本額に関する部分に限る。)は、定年に15年以内に達することとなる者で、任命権者が市長の承認を得たものの申出による退職の場合に準用することができる。

第5条の4 第5条第1項又は前条の規定に該当する者のうち、定年退職日(定年条例第2条に規定する定年退職日をいう。)から6か月前までに退職した者(定年に達した日以後に退職した者を除く。)で、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が定年から15年を減じた年齢以上であるものについて、第5条第1項中「退職日給料月額」とあるのは「退職日給料月額及び退職日給料月額に定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額」とし、第5条の2第1項第1号中「及び特定減額前給料月額」とあるのは「並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合

による退職に係る部分以外の部分並びに第5条の3の規定を除く。)の規定を適用する。

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の3 第3条から前条までの規定(定年等退職職員又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者に係る退職手当の基本額に関する部分に限る。)は、定年に10年以内に達することとなる者で、任命権者が市長の承認を得たものの申出による退職の場合に準用することができる。

第5条の4 第5条第1項又は前条の規定に該当する者のうち、定年退職日(定年条例第2条に規定する定年退職日をいう。)から6か月前までに退職した者(定年に達した日以後に退職した者を除く。)で、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が定年から10年を減じた年齢以上であるものについて、第5条第1項中「退職日給料月額」とあるのは「退職日給料月額及び退職日給料月額に定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額」とし、第5条の2第1項第1号中「及び特定減額前給料月額」とあるのは「並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合

計額」とし、同項第2号中「退職日給料月額に、」とあるのは「退職日給料月額及び退職日給料月額に定年と退職日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、」とし、同号イ中「前号に掲げる額」とあるのは「その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額」とする。

(失業者の退職手当)

第12条 (略)

2 (略)

3 前2項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したこと、その他の規則で定める理由によるものである職員がその退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより市長にその旨を申し出たときは、第1項中「それぞれの各号に定める期間」とあるのは「それぞれの各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（その求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、それぞれの各号に定める期間にその退職の日の翌日からその求職の申込みをした日

計額」とし、同項第2号中「退職日給料月額に、」とあるのは「退職日給料月額及び退職日給料月額に定年と退職日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、」とし、同号イ中「前号に掲げる額」とあるのは「その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額」とする。

(失業者の退職手当)

第12条 (略)

2 (略)

3 前2項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したこと、その他の規則で定める理由によるものである職員が、その退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより市長にその旨を申し出たときは、第1項中「それぞれの各号に定める期間」とあるのは「それぞれの各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（その求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、それぞれの各号に定める期間にその退職の日の翌日からその求職の申込みをした



の前日までの期間に相当する期間を加算した期間)」と、「その期間内」とあるのは「その合算した期間内」と、前項中「支給期間内」とあるのは「第3項の規定による読替え後の第1項に規定する支給期間内」とし、その退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準じるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、その事業の実施期間（その実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合におけるその超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない。

#### 4-16 (略)

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第15条 退職をした者に対しまだその退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その退職に係る任命権者は、その退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、その退職をした者が死亡したときは、その一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第13条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を考慮して、その一般の退職手当等の全部又

日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間)」と、「その期間内」とあるのは「その合算した期間内」と、前項中「支給期間内」とあるのは「第3項の規定による読替え後の第1項に規定する支給期間内」とする。

#### 4-16 (略)

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第15条 退職をした者に対しまだその退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その退職に係る任命権者は、その退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、その退職をした者が死亡したときは、その一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第13条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を考慮して、その一般の退職手当等の全部又

は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) その退職をした者が刑事事件（その退職後に起訴をされた場合には、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）についてその退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) その退職をした者がその一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為について地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。
- (3) その任命権者が、退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、その退職後にその一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めたとき。

## 2-6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第16条 退職をした者に対しその退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、その退職に係る任命権者は、その退職をした者に対し、第13条第1項に規定する事情のほか、その退職をした者の生計の状況を考慮して、その一般の退職手当等の額（その退職をした者がその一般の退職手当等の支給を受けていなければ

は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) その退職をした者が刑事事件（その退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関しその退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) その退職をした者がその一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。
- (3) その任命権者が、退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、その退職後にその一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めたとき。

## 2-6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第16条 退職をした者に対しその退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、その退職に係る任命権者は、その退職をした者に対し、第13条第1項に規定する事情のほか、その退職をした者の生計の状況を考慮して、その一般の退職手当等の額（その退職をした者がその一般の退職手当等の支給を受けていなければ

第12条第2項、第5項又は第7項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第18条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第18条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命じる処分を行うことができる。

- (1) その退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件について禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) その退職した者が一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為について定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。
- (3) その任命権者が、その退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。

## 2-6 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第18条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対しその退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、その一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）がその退職

第12条第2項、第5項又は第7項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第18条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあつては、これらの規定により算出される金額（次条及び第18条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命じる処分を行うことができる。

- (1) その退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) その退職した者が一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。
- (3) その任命権者が、その退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。

## 2-6 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第18条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対しその退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、その一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）がその退職

の日から6か月以内に第16条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、その退職に係る任命権者が、その退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、その退職の日から6か月以内に、その退職をした者がその一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員として引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、その任命権者は、その通知がその相続人に到達した日から6か月以内に限り、その相続人に対し、その退職をした者がその一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、その一般の退職手当等の額（その退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、その退職の日から6か月以内に第16条第5項又は前条第3項において準用する行政手続条例第14条第1項の規定による通知を受けた場合において、第16条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、その退職に係る任命権者は、その退職手当の受給者の死亡の日か

の日から6か月以内に第16条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、その退職に係る任命権者が、その退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、その退職の日から6か月以内に、その退職をした者がその一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員として引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、その任命権者は、その通知がその相続人に到達した日から6か月以内に限り、その相続人に対し、その退職をした者がその一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、その一般の退職手当等の額（その退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、その退職の日から6か月以内に第16条第5項又は前条第3項において準用する行政手続条例第14条第1項の規定による通知を受けた場合において、第16条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、その退職に係る任命権者は、その退職手当の受給者の死亡の日か

ら6か月以内に限り、その退職手当の受給者の相続人に対し、その退職をした者がその退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、その一般の退職手当等の額（その退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、その退職の日から6か月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件について起訴をされた場合（第14条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、その刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第16条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、その退職に係る任命権者は、その退職手当の受給者の死亡の日から6か月以内に限り、その退職手当の受給者の相続人に対し、その退職をした者がその退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、その一般の退職手当等の額（その退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処

ら6か月以内に限り、その退職手当の受給者の相続人に対し、その退職をした者がその退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、その一般の退職手当等の額（その退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、その退職の日から6か月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第14条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、その刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第16条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、その退職に係る任命権者は、その退職手当の受給者の死亡の日から6か月以内に限り、その退職手当の受給者の相続人に対し、その退職をした者がその退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、その一般の退職手当等の額（その退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処

分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、その退職の日から6か月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件について起訴をされた場合において、その刑事事件について禁錮以上の刑に処せられた後において第16条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、その退職に係る任命権者は、その退職手当の受給者の死亡の日から6か月以内に限り、その退職手当の受給者の相続人に対し、その退職をした者がその刑事事件について禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、その一般の退職手当等の額（その退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、退職の日から6か月以内にその退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為について定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第16条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、その退職に係る任命権者は、その退職手当の受給者の死亡の日から6か月以内に限り、その退職手当の受給者の相続人に対し、その退職をした者がその行為について定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由としてその一般の退職手当等の額（その退職をした者が失業手当受給可能者であった場合に

分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、その退職の日から6か月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、その刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第16条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、その退職に係る任命権者は、その退職手当の受給者の死亡の日から6か月以内に限り、その退職手当の受給者の相続人に対し、その退職をした者がその刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、その一般の退職手当等の額

（その退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、退職の日から6か月以内にその退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第16条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、その退職に係る任命権者は、その退職手当の受給者の死亡の日から6か月以内に限り、その退職手当の受給者の相続人に対し、その退職をした者がその行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由としてその一般の退職手当等の額（その退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）

は、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。

6-8 (略)

附 則

1-13 (略)

1.4 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日の属する年度の3月31日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。)について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第14項」とする。

1.5 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日の属する年度の3月31日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第15項」とする。

1.6 秦野市職員の給与に関する条例附則第21項の規定による職員の給料月額の改定は、第5条の2第1項に規定する給料月

の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。

6-8 (略)

附 則

1-13 (略)

額の減額改定に該当しないものとする。

17 当分の間、第5条の3の規定の適用については、同条中「定年に15年以内に達することとなる者」とあるのは、「60歳に10年以内に達することとなる者及び60歳を超えてその者に係る定年に達する日の属する年度の3月31日前に退職する者」とする。

18 当分の間、第5条第1項に規定する者（25年以上勤続して退職した者（定年等退職職員又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって、任命権者が市長の承認を得たものに限る。）に限る。）に対する第5条の4の規定の適用については、同条中「定年に」とあるのは「60歳に」と、「定年から」とあるのは「60歳から」と、「15年」とあるのは「10年」と、「定年と」とあるのは「60歳と」とする。

19 当分の間、第5条第1項に規定する者（職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生じることにより退職した者で、任命権者が市長の承認を得たもの又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した者に限る。）が60歳に達する日の属する年度の初日の前日までに退職した場合における第5条の4の規定の適用については、同条中「100分の2」とあるのは、「60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職



の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢と差に相当する年数で除して得た割合」とする。

20 当分の間、第5条第1項に規定する者（職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生じることにより退職した者で、任命権者が市長の承認を得たもの又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した者に限る。）が60歳に達する日の属する年度の初日以降に退職したときにおける第5条の4の規定の適用については、同条中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

### 秦野市水道事業及び公共下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

（給与の種類）

第2条 水道事業及び公共下水道事業の企業職員で常時勤務を要するもの、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項、第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用されたもの及び秦野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和4年秦野市条例第 号）第4条の規定により採用されたもの（以下「職員」という。）の給与の種

（給与の種類）

第2条 水道事業及び公共下水道事業の企業職員で常時勤務を要するもの、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用されたもの及び秦野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和4年秦野市条例第 号）第4条の規定により採用されたもの（以下「職員」という。）の給与の種

類は、給料及び手当とする。

2・3 (略)

(定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員についての適用除外)

第18条 第5条、第5条の3及び第14条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項又は秦野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により採用された職員には適用しない。

類は、給料及び手当とする。

2・3 (略)

(再任用職員及び任期付短時間勤務職員についての適用除外)

第18条 第5条、第5条の3及び第14条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は秦野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により採用された職員には適用しない。

### 秦野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正

(勤務時間)

第2条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)及び秦野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和4年秦野市条例第 号)第4条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、休憩時間を除

(勤務時間)

第2条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)及び秦野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和4年秦野市条例第 号)第4条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の勤

き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間を超えない範囲内において、規則で定める。

4 (略)

(週休日)

第6条 日曜日及び土曜日は、勤務時間を割り振らない日（以下「週休日」という。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員については、必要に応じて、その育児短時間勤務の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 (略)

(年次休暇)

第10条 職員は、1年につき20日（育児短時間勤務職員、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮して20日を超えない範囲内で任命権者が定める日数）を超えない範囲内で年次休暇を受けることができる。

(臨時的に任用される職員等の勤務時間等)

第15条 任命権者は、臨時的に任用される職員及び常勤を要しない職員（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務

務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間を超えない範囲内において、規則で定める。

4 (略)

(週休日)

第6条 日曜日及び土曜日は、勤務時間を割り振らない日（以下「週休日」という。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員については、必要に応じて、その育児短時間勤務の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 (略)

(年次休暇)

第10条 職員は、1年につき20日（育児短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮して20日を超えない範囲内で任命権者が定める日数）を超えない範囲内で年次休暇を受けることができる。

(臨時的に任用される職員等の勤務時間等)

第15条 任命権者は、臨時的に任用される職員及び常勤を要しない職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を

職員を除く。)の勤務時間等について、市長の承認を得て別に定めることができる。

除く。)の勤務時間等について、市長の承認を得て別に定めることができる。

### 秦野市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

(育児休業をすることができない職員)

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 秦野市職員の定年等に関する条例(昭和59年秦野市条例第9号。次号及び第10条において「定年条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員

(3) 定年条例第9条の規定により異動期間(同条規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(4)・(5) (略)

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き

(育児休業をすることができない職員)

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 秦野市職員の定年等に関する条例(昭和59年秦野市条例第9号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員

(3)・(4) (略)

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 秦野市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項

勤務している職員

(3) 定年条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（部分休業をすることができない職員）

第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

（部分休業の承認）

第21条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、その非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2・3 (略)

附 則

1-4 (略)

の規定により引き続き勤務している職員

（部分休業をすることができない職員）

第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

（部分休業の承認）

第21条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、その非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2・3 (略)

附 則

1-4 (略)

（育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の特例に係る経過措置）

- 5 当分の間、給与条例附則第23項、第25項又は第26項の規定による給料を支給される職員に対する第17条の規定の適用については、同条の表第5条第2項、第4項及び第6項の項中「その者の受ける号給に応じた額」とあるのは「その者が育児短時間勤務をしていないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料月額と附則第23項、第25項又は第26項の規定による給料との合計額」と、第17条第4項及び第18条第3項の項及び第17条第5項の項中「給料の月額を」とあるのは「給料の月額と附則第23項、第25項又は第26項の規定による給料との合計額を」とする。

### 秦野市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正

（職員の派遣）

第2条 （略）

- 2 法第2条第1項に規定する派遣を行わない職員は、次に掲げる職員とする。

(1)－(4) （略）

(5) 秦野市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長さ

（職員の派遣）

第2条 （略）

- 2 法第2条第1項に規定する派遣を行わない職員は、次に掲げる職員とする。

(1)－(4) （略）

れた管理監督職を占める職員

(6) (略)

3 (略)

(職員の退職派遣)

第9条 (略)

2 (略)

3 法第10条第1項に規定する任命権者が同項の規定により退職し、引き続き特定法人に在職する者（以下「退職派遣者」という。）を採用する場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1)・(2) (略)

(3) 秦野市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員として採用することが必要となった場合

(4) (略)

4・5 (略)

(5) (略)

3 (略)

(職員の退職派遣)

第9条 (略)

2 (略)

3 法第10条第1項に規定する任命権者が同項の規定により退職し、引き続き特定法人に在職する者（以下「退職派遣者」という。）を採用する場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1)・(2) (略)

(3) (略)

4・5 (略)

## 秦野市人事行政の運営状況等の公表に関する条例の一部改正

(報告事項)

第3条 地方公務員法に定めるもののほか、前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（同法第22条の2第1項第2号又は第22条の4第1項の規定により採用され、又は任用された職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

(1)－(10) (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第4条中秦野市職員の退職手当に関する条例第12条第3項の改正規定及び附則第27項の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

2 任命権者は、施行日前に第1条の規定による改正前の秦野市職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧

(報告事項)

第3条 地方公務員法に定めるもののほか、前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（同法第22条の2第1項第2号、第28条の5第1項及び第28条の6第2項の規定により採用され、又は任用された職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

(1)－(10) (略)



条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の秦野市職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる理由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 3 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第3条に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部

を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日におけるその職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員を昇任し、降任し、又は転任することができない。

4 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、附則第2項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

5 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この項から附則第17項までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にあるもので、その者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職は、その職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じたその職に係る年齢。附則第10項において同じ。）に達しているものを、従前の勤務実績その他規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、その常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

- (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
  - (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
  - (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）で、その退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項、次項又は附則第10項、第11項、第13項、第14項、第16項若しくは第17項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがあるもの
- 6 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるもので、その者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、その常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
  - (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
  - (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職したもの
  - (4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職したもの
  - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）で、その退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
  - (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）で、その退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの
- 7 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、その任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなけ

ればならない。

- 8 暫定再任用職員（附則第5項、第6項、第10項、第11項、第13項、第14項、第16項又は第17項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、その暫定再任用職員のその更新直前の任期における勤務実績が、その暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 9 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめその暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 10 任命権者は、附則第5項の規定によるほか、秦野市伊勢原市環境衛生組合（以下「二市組合」という。）における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるもので、その者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、その常時勤務を要する職に採用することができる。
- 11 令和14年3月31日までの間、任命権者は、附則第6項の規定によるほか、二市組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるもので、その者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基

づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、その常時勤務を要する職に採用することができる。

1 2 前2項の場合においては、附則第7項から第9項までの規定を準用する。

1 3 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第5項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるもので、その者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務がその短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職は、その職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、その職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務がその職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じたその職に係る年齢）をいう。附則第16項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、その短時間勤務の職に採用することができる。

1 4 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務

員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第6項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるもので、その者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務がその短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第17項及び附則第26項において同じ。）に達しているもの（新条例第12条の規定によりその短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、その短時間勤務の職に採用することができる。

15 前2項の場合においては、附則第7項から第9項までの規定を準用する。

16 任命権者は、附則第13項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、二市組合における附則第5項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者で、その者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、その短時間勤務の職に採用することがで

きる。

17 令和14年3月31日までの間、任命権者は、附則第14項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、二市組合における附則第6項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者で、その者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達しているもの（新条例第13条第1項の規定によりその短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、その短時間勤務の職に採用することができる。

18 前2項の場合においては、附則第7項から第9項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

19 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

20 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした



場合における旧条例第3条に規定する定年に準じたその職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

2 1 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、その職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

23 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、その職が基準日(附則第5項から第18項までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この項から附則第25項までにおいて同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

24 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日におけるその職に係る新条例定年に達している者とする。

25 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、附則第23項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日におけるその職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

26 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職

（以下この項において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日におけるその新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（規則で定める短時間勤務の職は、規則で定める者）を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日におけるその新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務

職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（規則で定める短時間勤務の職は、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

27 令和3年改正法附則第2条第3項の条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（暫定再任用職員の給料月額に関する経過措置）

28 暫定再任用職員の給料月額は、その暫定再任用職員が第2条の規定による改正後の秦野市職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第5条の2に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下この項から附則第30項までにおいて「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される新給与条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる給料月額のうち、その暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

29 秦野市職員の定年等に関する条例附則第13項及び第14項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その暫定再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第5条の2の規定を適用する。

- 30 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして新給与条例第12条第2項、第17条第3項、第18条第2項第2号及び第18条の4並びに第5条の規定による改正後の秦野市水道事業及び公共下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第18条の規定を適用する。
- 31 前3項に定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員について必要な事項は、規則で定める。  
(秦野市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 32 第4条の規定による改正後の秦野市職員の退職手当に関する条例第12条第3項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準じるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。
- 33 第4条の規定による改正後の秦野市職員の退職手当に関する条例の規定は、暫定再任用職員については、適用しない。  
(秦野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 34 暫定再任用短時間勤務職員は、第6条の規定による改正後の秦野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第6条の規定による改正後の秦野市職員の勤務時間、休日、休暇等

に関する条例の規定を適用する。

## 秦野市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を 制定することについて

### 1 制定の趣旨

令和 3 年 6 月 11 日に公布された地方公務員法の一部を改正する法律により、令和 5 年 4 月 1 日から地方公務員の定年引上げが実施されます。

この法改正の趣旨は、少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する中で、複雑高度化する行政課題に的確に対応するため、定年年齢の引上げにより、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限に活用するとともに、組織の新陳代謝を図り、次の世代に知識、技術、経験等を継承しようとするものです。

本市においても法改正の趣旨を踏まえ、定年を段階的に引上げ、60 歳を超える職員の知識・経験を一層活用し、将来にわたって質の高い市民サービスの安定的な提供につなげるとともに、組織全体としての活力の維持や高齢期における職業生活設計の支援を図るため、秦野市職員の定年等に関する条例等の条例について所要の改正を行うものです。

### 2 改正の概要

#### (1) 定年年齢の引上げ

現行 60 歳としている職員の定年を、令和 5 年 4 月 1 日から、2 年に 1 歳ずつ段階的に引き上げ、令和 13 年度以降は 65 歳とします。

#### (2) 管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の導入

ア 60 歳に達した管理監督職（管理職手当が支給される職）は、役職定年の対象とし、60 歳に達した日以後の最初の 4 月 1 日に非管理職に降任することとします。

イ 職務の遂行上の特別の事情がある場合や、職務の特殊性によりその役職の欠員の補充が困難である場合には、1 年単位で降任時期を延長し、引き続き管理監督職を占めたまま勤務することができることとします（特例任用）。

#### (3) 定年前再任用短時間勤務制及び暫定再任用制度の導入

ア 60 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日から定年退職日に当たる日までの間に退職した場合、本人の意向を踏まえ、定年前再任用短時間勤

務職員として任用できることとします。

イ 定年年齢の段階的な引上げ期間中の経過措置として、定年退職後から65歳までの間、現行と同様の暫定的な再任用制度（フルタイム又は短時間）を設けます。

**(4) 情報提供・意思確認制度の実施**

職員が59歳になる年度に、60歳以後の任用、給与等に関する情報を提供し、職員の60歳以後の勤務の意思を確認することとします。

**(5) 60歳を超える職員の給与規定の整備**

ア 60歳到達翌年度からの給料月額は、60歳到達年度の給料月額（降任直前の額）の7割とします。

イ 定年前再任用短時間勤務職員の給与は、現行の再任用短時間勤務職員の給与と同様とします。

ウ 退職手当の算定は、60歳到達年度以後に退職した場合に現行の60歳定年退職時の退職手当の額に比べて不利益とならないよう、7割措置後の給料月額ではなく、60歳到達年度の給料月額で算定することとし、支給率については自己都合ではなく定年退職の率を適用します。

**3 施行日**

令和5年4月1日（一部公布日施行）